

一関市告示第140号

一関市生活道路整備地域支援補助金交付要綱を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市生活道路整備地域支援補助金交付要綱

(目的)

第1 地域が主体となつて行う、生活道路として利用されている私道の整備を促進し、もつて生活環境の向上に資するため、私道の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 国、地方公共団体等以外の者が所有する道路で、一般の交通の用に供しており、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令にその設置及び管理に関し特別の定めのないものをいう。
- (2) 公道 道路法の適用を受ける道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持管理を行う一般の交通の用に供している道路をいう。

(補助金の交付対象私道)

第3 補助金の交付対象となる私道（以下「交付対象私道」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路幅員が1.8メートル以上あること。
- (2) 一端又は両端が公道に接していること。
- (3) 私道に近接する場所に当該私道を生活道路として利用する者が居住する家屋（空き家(居住を目的として建築された建物で、現に居住の用に供されていないものをいう。)となる予定の建物を除く。)(以下「家屋」という。))が2戸以上存在すること。この場合において、同一の者が所有する家屋は、1戸とみなす。
- (4) 私道の境界が明確であること。

(5) 私道の維持管理を行う者が明確であること。

(6) 私道の所有者、第3号に規定する家屋の所有者、私道に接する土地の所有者その他私道に関する権利を有する者から交付対象私道の整備に係る工事の実施に関する承諾及び当該工事完了後の私道の利用に関する承諾を得られていること。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、地域の環境整備活動を行っている自治会その他これに準ずる団体とする。

(補助金の交付対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が行う交付対象私道の整備に係る路盤工、舗装工、排水工、防護柵工、法面工等に要する経費とし、その合計額が20万円以上のものとする。

(補助金の交付額等)

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(申請の取下期日)

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(工事の完成届)

第10 交付対象者は、交付対象私道の整備に係る工事が完成したときは、市長が別に定める期日までに生活道路整備地域支援補助金に係る工事完成届（様式第7号）を提出しなければならない。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第8関係）

| 条項                           | 提出書類及び添付書類   | 様式                         | 提出期限             |
|------------------------------|--|----------------------------|------------------|
| 規則第4条の規定による書類                | 生活道路整備地域支援補助金交付申請書<br>1 権利者等に関する調書<br>2 承諾書<br>3 収支予算書<br>4 その他市長が必要と認める書類 | 第1号<br>第2号<br>第3号<br>第4号の1 | 当該整備工事開始<br>30日前 |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類 | 生活道路整備地域支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書<br>1 収支予算書（変更）<br>2 その他市長が必要と認める書類             | 第5号<br>第4号の2               | 変更しようとする日の3日前    |
| 規則第13条第1項の規定による書類            | 生活道路整備地域支援補助金請求書<br>1 収支精算書<br>2 その他市長が必要と認める書類                            | 第6号<br>第4号の1               | 別に定める。           |